

藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策補償・給付要領

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策に係る補償及び給付の給付の内容及び支給内容について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱（平成30年12月21日施行。以下「要綱」という。）において使用する用語の例による。

(申出の対象園児)

第3条 申出の対象園児（以下単に「対象園児」という。）は、次の各号に規定する期間に在園した園児のうち、アスベスト関連疾患を発症した者とする。ただし、第3号については、在園期間が1年以下の場合を除くものとする。

- (1) 昭和47年 4月1日～昭和59年10月31日 吹付けアスベストが露出
- (2) 昭和59年11月1日～昭和60年 2月28日 改修工事
- (3) 平成11年 4月1日～平成16年 3月31日 雨漏り
- (4) 平成16年 4月1日～平成18年 2月28日 雨漏り・天井板外し等

(対象園児による申出)

第4条 対象園児で本市が実施する健康被害対策に基づく支給を受けようとする者（以下「申出園児」という。）は、アスベスト健康被害対策補償・給付申出書（要綱第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 医療機関等の診断書
- (2) 職歴・家族歴・居住歴申出書（要綱第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

- 2 前項の申出については、申出園児の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が代理人として行うことができるものとする。
- 3 市長は、第1項第2号の職歴・家族歴・居住歴申出書による申出園児の同意に基づき、申出園児又はその親族からの聞き取り調査を弁護士等の専門家に依頼し、対象園児に係る調査資料を作成するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、2か月以内に、申出園児のアスベスト関連疾患罹患の有無及び同疾患と保育園との起因性（以下「起因性」という。）の判定について調査・認定部会に諮問するものとする。
- 5 調査・認定部会による判定は、別に定めるアスベスト起因性認定基準によるものとし、必要に応じて病理専門医による診断結果を参考に用いるものとする。

(申出園児への認定)

第5条 市長は、前条第4項の調査・認定部会への諮問に対する答申に基づき、次の各号のいずれかの認定を行うものとする。ただし、中皮腫の罹患の有無の判定

は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第2項の認定をもって行うものとする。

- (1) アスベスト関連疾患に罹患しており、起因性があるため、申出園児は補償制度の対象である。
 - (2) アスベスト関連疾患に罹患しており、起因性は認められないが、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因に起因すると考えられない場合は、申出園児は給付制度の対象である。
 - (3) アスベスト関連疾患に罹患していないか、又は、起因性がないため、申出園児は補償制度及び給付制度の対象外である。
- 2 市長は、前項の認定結果を速やかに、アスベスト健康被害対策補償・給付決定通知書（要綱第7号様式）により、申出園児に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項第2号の認定を受けた申出園児のアスベスト関連疾患が治癒したと調査・認定部会で判定した場合は、治癒したと判定した日をもって、当該認定を取り消すものとする。

（給付金）

第6条 給付金は、1,000,000円の一時金とする。

（給付金の支給申請）

- 第7条 第5条第1項第2号の認定を受けた申出園児（以下「給付対象園児」という。）は、給付金の支給を申請するときは、アスベスト健康被害対策給付金支給申請書（第1号様式）に本人確認書類等を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 給付対象園児が第4条第1項の申出後に死亡した場合において第25条に規定する遺族等が次項及び第4項の規定により給付の権利を継承したときは、当該遺族等は給付金の支給を申請することができる。
 - 3 第25条に規定する遺族等は、その権利の継承を受けようとするときは、給付権利継承申出書（第2号様式）に死亡診断書を添えて市長に提出するものとする。
 - 4 市長は、第25条に規定する遺族等から前項の申出があった場合は、給付対象園児の権利を引き継ぐ者を決定し、給付権利継承者決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（給付金の支給決定）

- 第8条 市長は、前条第1項及び第2項の支給申請があったときは、その内容を審査し、給付の可否を決定する。
- 2 市長は、給付金の給付の可否を決定したときは、アスベスト健康被害対策給付金支給決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（治療費）

第9条 治療費は、第5条第1項第1号の認定を受けた申出園児（以下「補償対象園児」という。）が、アスベスト関連疾患に係る診療、薬剤又は治療材料の支給並びに処理、手術その他の治療のために医療機関等に支払った自己負担分相当額とする。ただし、第4条第1項の申出に係る書類を市が受理した日の2年前以降

の治療費について支給するものとする。

- 2 前項の自己負担分相当額は、補償対象園児の高額療養費の自己負担限度額を上限として、補償対象園児が支払った治療費で健康保険等の公的医療保険制度が適用される診療費用とする。
- 3 第1項の自己負担額相当額のほか、通院及び移送に際し、現実に支出した費用相当額を治療費に含めるものとする。

(治療費の支給申請)

- 第10条 補償対象園児は、治療費の支給を申請するときは、アスベスト健康被害対策治療費支給申請書(第5号様式)に医療機関等からの領収書及び健康保険等の公的保険制度の限度額適用認定証の写し等を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 補償対象園児が第4条第1項の申出後に死亡した場合において第25条に規定する遺族等が次項及び第4項により補償の権利を継承したときは、当該遺族等は治療費の支給を申請することができる。
 - 3 第25条に規定する遺族等は、その権利の継承を受けようとするときは、補償権利継承申出書(第6号様式)に死亡診断書を添えて市長に提出するものとする。
 - 4 市長は、第25条に規定する遺族等から前項の申出があった場合は、補償対象園児の権利を引き継ぐ者(以下「補償権利継承者」という。)を決定し、補償権利継承者決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(治療費の支給決定)

- 第11条 市長は、治療費の支給申請について提出書類により適正と判断した場合は支給を決定し、アスベスト健康被害対策治療費支給決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の判断に専門性を要する場合は、調査・認定部会の意見を聞くものとする。
 - 3 市長は、補償権利継承者からの治療費の支給申請について補償対象園児へ支給決定された治療費がある場合は、当該金額を除いて支給決定するものとする。

(給付基礎日額)

- 第12条 補償に関する給付の基礎となる日額(以下「給付基礎日額」という。)は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査報告(以下「賃金センサス」という。)の平均賃金(全労働者の年齢別の毎月きまって支給する現金給与額。補償対象園児が満70歳以上の場合は、2分の1とする。)に12を乗じて365で除して得た額の80%相当額とする。
- 2 給付基礎日額は、補償対象園児の年齢に応じ、前々年の賃金センサスの確定値を用いて算出するものとする。

(休業・生活補償)

- 第13条 休業・生活補償の額は、補償対象園児がアスベスト関連疾患によって労

働ることができない程度の心身の状態、又は、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態にある場合の日数に、給付基礎日額を乗じた額とする。ただし、第4条第1項の申出に係る書類を市が受理した日の2年前以降の部分について支給するものとする。

(休業・生活補償の支給申請)

- 第14条 補償対象園児は、休業・生活補償を請求するときは、医療機関の証明を受けたアスベスト健康被害対策休業・生活補償給付支給申請書（第9号様式）に症状（生活状況）申告書（第10号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 補償対象園児は、継続して休業・生活補償の支給を受ける場合は、アスベスト健康被害対策休業・生活補償給付支給申請書を毎月、提出するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による支給申請書の提出があった場合は、労働することができない程度の心身の状態、又は、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態にあると認められる日数を特定するものとする。
 - 4 第1項及び第2項の支給申請書の取得に係る費用は、市が負担するものとする。
 - 5 第25条に規定する遺族等による休業・生活補償の請求は、第10条第2項から第4項までの規定を準用する。

(休業・生活補償の支給決定)

- 第15条 市長は、休業・生活補償の支給申請について提出書類により適正と判断した場合は支給を決定し、アスベスト健康被害対策休業・生活補償支給決定通知書（第11号様式）により通知するものとする。
- 2 前項の規定による支給決定の判断については、第11条第2項の規定を準用する。
 - 3 第25条に規定する遺族等による休業・生活補償の請求に対する支給決定は、第11条第3項の規定を準用する。

(葬祭費)

- 第16条 葬祭費は、補償対象園児が認定されていたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に第25条に規定する遺族等に支給するもので、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えたものとする。ただし、この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分とする。
- 2 前項の給付基礎日額は、補償対象園児の死亡時点の年齢に応じて算出するものとする。

(弔慰金)

- 第17条 弔慰金は、補償対象園児が死亡した場合に、その死亡原因にかかわらず第25条に規定する遺族等に支給するものとして、3,000,000円の一時金とする。

(遺族補償)

第18条 遺族補償は、補償対象園児が認定されていたアスベスト関連疾患を原因として死亡した場合に第25条に規定する遺族等に支給するものとして、給付基礎日額の1000日分の一時金とする。

2 前項の給付基礎日額は、第16条第2項に準じて算出するものとする。

(葬祭費等の支給申請)

第19条 第25条に規定する遺族等は、補償対象園児の死亡後、葬祭費、弔慰金及び遺族補償の支給を申請するときは、アスベスト健康被害対策葬祭費・弔慰金・遺族補償支給申請書(第12号様式)に死亡診断書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(葬祭費等の支給決定)

第20条 市長は、葬祭費、弔慰金及び遺族補償の支給申請について提出書類により適正と判断した場合は支給を決定し、アスベスト健康被害対策葬祭費・弔慰金・遺族補償支給決定通知書(第13号様式)により通知するものとする。

2 市長は、弔慰金の支給を除き、補償対象園児の死亡原因がアスベスト関連疾患によるものかの判定を行うため、調査・認定部会に諮問するものとする。

(遺族等による申出)

第21条 対象園児が第4条第1項の申出を行うことなく死亡し、第25条に規定する遺族等が、本市が実施する健康被害対策に基づく支給を受けようとする場合は、アスベスト健康被害対策補償・給付申出書(要綱第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 対象園児に係る医療機関等の死亡診断書

(2) 対象園児に係る職歴・家族歴・居住歴申出書(要綱第6号様式)

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 第25条に規定する遺族等は、対象園児が死亡した日から起算して15年を経過したときは、前項の申出ができない。

3 前項の規定にかかわらず、第25条に規定する遺族等は、要綱の施行前に対象園児が死亡している場合は令和15年12月20日を経過したときは、第1項の申出ができない。

4 第25条に規定する遺族等による申出に対する判定については、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(遺族等への認定)

第22条 市長は、前条の申出に係る調査・認定部会への諮問に対する答申に基づき、次の各号のいずれかの認定を行うものとする。ただし、中皮腫の罹患の有無の判定は、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第4条第2項の認定をもって行うものとする。

(1) 対象園児がアスベスト関連疾患に罹患しており、起因性があるため、当該対象園児は補償制度の対象であった。

(2) 対象園児がアスベスト関連疾患に罹患しており、起因性は認められないが、

発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因が考えられないため、当該対象園児は給付制度の対象であった。

(3) 対象園児がアスベスト関連疾患に罹患していなかったか、又は、起因性がな
いたため、当該対象園児は補償制度及び給付制度の対象外であった。

2 市長は、前項の認定結果を速やかに、アスベスト健康被害対策補償・給付認定
結果通知書により通知するものとする。

(遺族等への給付金の支給)

第23条 給付金はその死亡原因にかかわらず、前条第1項第1号の認定を受けた
第25条に規定する遺族等に支給するものとし、その支給手続は、第7条第1項
及び第8条の規定を準用するものとする。

(遺族等への治療費等の支給)

第24条 第22条第1項第2号の認定を受けた第25条に規定する遺族等によ
る治療費、休業・生活補償、葬祭費、弔慰金及び遺族補償の内容及び支給手続は、
第9条、第10条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条、第
14条第1項及び第4項、第15条第1項及び第2項、第16条から第18条ま
で及び第20条の規定を準用するものとする。ただし、治療費及び休業・生活補
償は、第21条第1項の申出の日の2年前以降の部分について支給するものとし、
給付基礎日額は第21条第1項の申出があった年の前々年の年次の賃金センサ
スの確定値を用いるものとする。

(遺族等)

第25条 この要領における遺族等は、対象園児の死亡の当時において次の各号の
いずれかに該当するものとする。

(1) 配偶者

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で対象園児と生計を一にしていたもの

2 支給を行う場合の遺族等の順位は、前項各号の順序とし、前項第2号に掲げる
者のうちにあつては同号に掲げる順序とする。

(疑義等の決定)

第26条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については
本制度の趣旨に従って、市長が決定するものとする。

2 前項の決定については、必要に応じ、調査・認定部会の意見を聴くものとする。

(不正利得の徴収)

第27条 偽りその他不正の手段により補償・給付の支給を受けた場合は、その補
償・給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収するこ
とができる。

(雑則)

第28条 この要領に定めるもののほか、本件の補償金の内容及び支給手続については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災制度及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付制度その他の健康被害補償制度を参考にして本制度の趣旨に従い運用するものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月8日から施行する。